## 商品概要説明書

リフォームローン (基金協会型)

(令和6年4月1日現在)

商品名	リフォームローン (基金協会型)
ご利用いただける方	<ul> <li>○当JAの組合員の方。</li> <li>○お借入時の年齢が満 18 歳以上 70 歳未満であり、最終償還時の年齢が満 80 歳未満の方。</li> <li>○継続して安定した勤務先(営業)からの収入のある方。</li> <li>○当JAが指定する保証機関の保証が受けられる方。</li> <li>○その他当JAが定める条件を満たしている方。</li> </ul>
資金使途	<ul> <li>○ご本人またはご家族が居住するための既存住宅の増改築・改装・補修資金およびその他住宅に付帯する施設等の住宅関連設備資金を対象とします。</li> <li>(住宅関連設備の例)</li> <li>①門、塀、車庫、物置。</li> <li>②宅地内の植樹、造園、シロアリ駆除。</li> <li>③システムキッチン、ユニットバス、システムタイプの洗面化粧台。</li> <li>④冷暖房設備、給排水施設、家具・照明器具などのインテリア。</li> <li>⑤マンションの外壁、給排水施設などの共用部分の修繕工事負担金。</li> <li>⑥太陽光発電システム。</li> <li>⑦耐震改修工事費。</li> <li>⑧融雪設備機器の購入・設置工事費。</li> <li>⑨外壁の塗装、屋根の塗装・葺替え、雨樋の取替え。</li> <li>⑩その他住宅本体以外のもの。</li> <li>○現在、居住していない住宅の解体にかかる費用を対象とします。</li> <li>○現在、居住していない住宅の解体にかかる費用を対象とします。</li> <li>○現在、他金融機関から借入中のリフォーム資金の借換資金を対象とします。</li> </ul>
借入金額	○10 万円以上 500 万円以内(1 万円単位)とし、所要金額の範囲内とします。
借入期間	○1年以上15年以内とします。 ○ただし、他金融機関から借入中のリフォームローンの借換の場合、借入期間 は現在お借入中のリフォーム資金の残存期間内とします。
借入利率	<ul><li>○固定金利型 お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。</li><li>○利率は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。</li></ul>
返済方法	○元利均等返済(毎月の返済額(元金+利息)が一定金額となる方法)とし、 毎月返済方式、特定月増額返済方式(毎月返済方式に加え年2回の特定月に 増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額 の50%以内、1万円単位です。)、年2回返済方式(農業者の方に限ります。) のいずれかをご選択いただけます。

担保	○不要です。
保証人	○当JAが指定する保証機関(北海道農業信用基金協会)の保証をご利用いた
	だきますので、原則として保証人は不要です。
保証料	○一括払い
	ご融資時に一括して保証料 0.40%をお支払いいただきます。
	【お借入額 100 万円あたりの一括支払保証料 (例)】
	お借入期間   1年   5年   7年   10年   15年
	保証料 (円) 2,180 10,190 14,230 20,290 30,470
手数料	○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、
	次の事務手数料(消費税等含む。)が必要です。
	①全額繰上返済の場合…5,000円
	②一部繰上返済の場合…5,000円
	○苦情処理措置
	本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、JA
	当麻 金融共済課 <u>(電話:0166-84-2124)にお申し出ください。</u>
	当 J Aでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な
	対応に努め、苦情等の解決を図ります。
苦情処理措置および	また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等
紛争解決措置の内容	を受け付けております。
	○紛争解決措置
	外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用でき
	ます。上記当JAまたはJAバンク相談所にお申し出ください。
	札幌弁護士会(電話:011-251-7730)
その他	○お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定
	の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる
	場合もございますので、あらかじめご了承ください。
	○印紙税が別途必要となります。
	○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問
	い合わせください。

JA当麻